訓練計画の策定から訓練の実施までの流れ

緊急人材育成支援事業による訓練（基金訓練）を実施しようとする機関の訓練計画の策定から実施までの流れは、次のようになります。

訓練の実施の検討

必要に応じて、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター（以下「センター」）に、訓練の実施に関して相談

◆同センターでは、基金訓練の概要や**基金訓練の認定基準**の説明をします。
◆必要に応じて、モデルカリキュラムを提示するなどにより、具体的な計画策定を援助します。

訓練計画の策定、認定申請

訓練の認定基準に合致する訓練計画を策定
センターに認定申請書その他必要な書類を提出

認定申請は、訓練開始の2か月以上前に行う必要があります。
（事業開始後、当面は、暫定的にこの限りではありません。）

センターにおける認定申請の受付、審査

中央職業能力開発協会における審査、計画の認定

認定の結果は、直接、認定申請を行った機関に通知されます。

ハローワークでの訓練受講生の募集

ハローワークからの受講申込者に対する選考

選考結果の受講申込者、ハローワークへの通知

訓　練　実　施

新規訓練設定奨励金の支給申請

センターに新規訓練設定奨励金の支給申請書その他必要な書類を提出

◆基金訓練として、**新たな訓練コース、訓練分野**の訓練を設定した場合が対象となります。
◆**訓練開始日の翌月の10日までに**申請してください。

センターにおける支給申請の受付、審査

中央職業能力開発協会における審査、支給決定

訓練奨励金の申請

センターに訓練奨励金の支給申請書その他必要な書類を提出

◆**ハローワークにおいて、キャリア・コンサルティングを受け、当該訓練の受講が必要と判断され、受講勧奨を受けて、訓練を受講した者**が対象となります。
◆**訓練終了日の翌月の10日までに**申請してください。

センターにおける支給申請の受付、審査

中央職業能力開発協会における審査、支給決定